

近代中国の社会政策思想

—— 柯象峰の社会救济論と社会連帯主義 ——

穂 山 新

1 はじめに

本稿は、近代中国における中華民国後期（1928-1949）の社会学者である柯象峰（1900-1982）の社会政策論を中心に¹、彼が1940年代に展開した「社会救济」および「社会連帯主義」の理念が形作られていく過程を検討していくものである。

二次大戦後に西側諸国で「福祉国家」の体制が確立する以前の社会政策に関する歴史的研究については、既に豊富な研究の蓄積がある。

イギリスでは、19世紀以降の産業化と都市化に伴う新しい貧困問題（特に失業問題）に対して、貧困が怠惰な労働者を再生産し、救貧コストの膨張と経済停滞を招いていることが問題視された。こうした問題に対して、特に救貧法体制の下で「救济に値しない」と見なされた貧民を勤勉な市民へと教育するための、慈善団体や友愛組合などの既存のヴォランティアズムに基づく中間団体の役割が重視された（長谷川 2013）。それとともに、最低賃金制度や職業紹介などを通じた労働者の質的向上や効率的な労働市場の形成による産業と経済の発展が、イギリスにおける社会政策論の中心的な課題となった（小峯 2007；江里口 2008；Backhouse and Nishizawa ed. 2010 = 2013）²。

フランスでは、フランス革命が築き上げた国家と個人の二元論に基づく社会契約論的な秩序と「友愛」の理念が、新しい貧困問題の登場の前に限界に直面したことで、両者を媒介する中間的な「社会」をいかに再組織化していくかが課題となった（Castel 1995 = 2012；田中 2006）。特に19世紀半ばから、パトロナージュ（家父長的企業経営）に基づく共済組合が国家の統制や支援を受けながら発展し、これが第三共和制における社会保険制度と「社会的連帯」の思想（さらには社会学）を成立させる基礎となった（重田 2010；田中 2012）。

日本では、1920年代に内務官僚の主導でフランスの「社会連帯」の思想が受容され、それが国家（およびそれと外延が完全に重なる「社会」）に対して能動的に貢献する能力と義務を持つ国民の育成、という論理に読み替えられていくことになった（池本 1999；富江 2007）。具体的には方面委員制度により、地域という場における篤志家を中心とした情誼的な社交を通じて、身分・階層による非対

称的な権力関係を前提とした憐憫や恩恵による救済の論理を克服していくことが目指された（仁平 2012: 65-70）。

中国では、中国大陸を軍事的に統一した蒋介石の国民党政権（南京国民政府）が1928年に地方救済院規則を、そして日中戦争の最中の1943年には社会救済法を制定し、初歩的ながらも国家による社会的権利の保障が法制化されている³。各地方救済院も社会救済法も、日本との戦争や国共内戦という混乱もあり、政策と制度の実効性や歴史的・社会的な影響力という点においては、イギリス、フランスおよび日本と比較可能な内実を持ったものではない。しかし、本稿が着目するのは、そうした実効性や影響力ではなく、近代の中国も明確に比較可能な経験を有する以下の二つの事実である。一つには、貧窮者に対する救済をどのように正当化し根拠づけるのかという、上述の社会政策を立案した学者や統治者たちの思想的な営みである。そしてもう一つは、そうした思想を政策的に実現しようとする際に、彼らが直面してきた様々な課題や困難——例えば先に各国の事例で取り上げたような、慈善団体や協同組合などの既存の中間団体による相互扶助の伝統をいかに再編・統合していくか——が、その国の社会政策の固有性を規定してきた事実である。

以上の問題関心に基づき、近代中国における社会政策の思想がどのようなものであり、そしていかなる課題や困難が存在したのかを明らかにするために、本稿では特に国民政府の下の社会政策において主導的な役割を果たした社会学者である柯象峰（1900-1983）という人物の思想を取り上げていく。とりわけ、彼が1940年代に展開した「社会救済」の思想が形作られていく過程に着目し、その中における中国に固有の「社会連帯」の論理が何であったのかを記述・分析していくことにしたい。

断っておくと、柯象峰はその思想における独創性や理論的な洗練さといった点に関しては、現在の目から見て特筆すべきものがあるわけではない。ここで柯象峰を取り上げる理由は、この時期の中国の社会政策における理論および実務における第一人者であったことに加えて、彼が「社会救済」の実現を目指す際に、中国社会の現実の中で直面した様々な課題や困難に関する記述が、それ自体において独自性を有する貴重な証言となっているからである。それゆえ本稿においては、柯象峰の思想を彼の論旨に即して要約的に紹介するよりも、主に彼の直面した問題状況に焦点を当てた記述と整理に努めていくことにする。その上で、なぜその後の中国が「福祉国家」の道へと歩むことなく、「社会主義」へと帰結することになったのかの一端を、単に当時の中国における産業化の水準や内戦による混乱などの外在的な要因に求めるのではなく、柯象峰における「社会救済」の思想に内在する矛盾や限界から明らかにしていくことが、本稿の目標である。

2 タルドの社会思想と人口問題研究

近代中国において社会政策と呼びうるものが登場する文脈を理解するために、まずは柯象峰の学問的な経歴を簡単に振り返っておく必要があるだろう。

柯象峰は1900年に安徽省貴池県（現在の池州市貴池区）で生まれ、アメリカのメソジスト派が南京に設立した金陵大学を1922年に卒業している⁴。1927年から30年にかけてフランスのリヨン大学に留学して博士号を取得し、帰国後は母校の金陵大学で教鞭を執り、1931年に設立された社会学系の初代主任となっている。柯象峰がフランスで博士号を取得するまでの経歴については、残されている資料が乏しく、日記や自伝なども遺されていないので詳細は不明である。

1930年代初頭の中国の社会学研究の中心的な担い手は、李景漢や孫本文などアメリカの大学で社会学の学位を取得した人物であった⁵。政治の混乱による政府の社会統計の根本的な不備という問題を背景として、当時の中国の社会学研究はフィールドワークを中心とする「社会調査」の研究が圧倒的に主流であった。初期においては、都市の人力車夫や近郊農村などを対象にした数量的な社会調査のモノグラフが量産され、1930年代半ばになるとシカゴ学派や人類学のエスノグラフィの影響を受けた、質的な社会調査が隆盛する。この時期の中国の社会学研究は英語圏の社会学の強い影響を受けて、綿密な社会調査を通じた「社会学の中国化」が目指されており、それは実践的な「社会建設」への強い使命感にも支えられていた（言心哲 1934）。柯象峰が当時主流の社会調査研究ではなく、結果として社会政策研究の道へと進むことになった背景として、フランスの社会学が当時の中国社会学界では傍流であったこととも関係していると思われる。

現在確認できる限り、柯象峰が最初に発表した文章は「タルド伝」という、ガブリエル・タルドの社会学説を伝記的に紹介したものである（柯象峰 1933）。柯象峰はこの文章の中で、特に『模倣の法則』を中心的に取り上げてタルドの学説を解説し、模倣という概念の曖昧さについて批判的に言及した上で、以下のような評価を与えている。

彼は全ての学説の中で、模倣にせよ、反対にせよ、あるいは発明にせよ、いづれも個人を起源にして語っており、そして個人はこうしたプロセスの中で重要であることを指摘している。現在のように、我々は「大我」の中で生活しているのだから「小我」の自由意志と責任を完全に抹殺すべきではないかという、唯物論や定命論が瀰漫している中であって、我々はタルドの見解を忘却してもよいのだろうか。（柯象峰 1933: 16, 下線引用者）

周知のように、タルドの社会学は「社会」というものの全体性を、「一種独特の実在」でもなければ、ばらばらな個人の総和でもなく、個人を結節点とした模

倣と反復のネットワークという「脳の連帯」から捉えようとするものであった(中倉 2011)。柯象峰の言う「唯物論」「定命論」が具体的に何を指すのかは文中に明記されていないが、具体的な個人の間での行為や関係性を離れて、全体としての「社会」を実体化して語ることに對する批判的な視点を、タルドを通じて獲得していたことは、ここから確認することができる。

フランスからの帰国後に、柯象峰が社会学者として最初に取り組んだ具体的な事象が人口問題であった。1934年に『現代人口問題』という、表と文献を含めて500頁近い研究書が刊行されている(柯象峰 1934)。この研究において柯象峰は、世界において豊かな国で出生率が低くて人口が相対的に少なく、貧しい国で出生率が高く人口が過剰であるという人口の不平等が存在し、そのことがまた両者の間の不平等を拡大しているという悪循環の構造を指摘している。その上で、柯象峰はある国家の自然資源と生産力に見合った理想的な人口を「適正人口」と呼び、適正人口を実現するための方法として、国際的な協調による移民、産業の合理化、産児制限、優生政策などを挙げている(柯象峰 1934: 422-7)⁶。

他方で柯象峰は、明確な基準を立てて適正人口を定義することは、「世界各国の各社会は物質環境、人口組織、文化的背景において差異が存在」するため、非常に困難であるという以上に不可能であると論じている。彼はむしろ、「理想的な適正人口が有り得るのは文化の各側面においてである」と、人口規模が適正かどうかは結局のところ「文化」の問題に帰着するものと考えていた(柯象峰 1934: 420)。当時の中国社会学界のリーダー的存在であった孫本文も『現代人口問題』に序文を寄せて、この研究の意義を「人口問題の重心は文化にあるのであって人口と食料にあるのではない」ことを明らかにしたことにあると、高く評価している(孫本文 1934)⁷。

その後の柯象峰は、タルドの社会思想や人口問題の研究からは離れていくようになる。しかし以上のような、完結した全体性として「社会」を理解することへの抵抗と、経済的な問題に取り組んでいく際に「文化」という社会学的な要素を重視する柯象峰の立場は、以下に論じていくように、彼の社会政策の研究の中で断続的に示されていくことになる。

3 貧窮問題と中国における「組織」の欠如

柯象峰が人口問題と平行して取り組んだのが、「貧窮」に関する社会政策の研究である。

19世紀末以来、「救国」が知識人にとっての喫緊の課題であり続け、国内政治の混乱で国家が一貫した社会政策を提示する能力を持ち得なかった中国において、貧窮が「社会問題」として語られ始めるのは極めて遅かった。ようやく1920年頃から、新文化運動を主導した『新青年』周辺の知識人が、マルサスの人口論などを手がかりに「貧窮は一つの社会問題であって個人が真の問題なのではない

ことを知らなければならない」ことを主張しはじめている（陶孟和 1920）。しかし、この一文を書いた陶孟和が嘆くように、当時の中国にはまともな人口統計も経済統計も存在せず、政府や社会学者による貧困調査もほとんど不在であった⁸。他方で19世紀後半以降、郷紳や地方官が設立する慈善団体が都市部で発展し、養老、育児から葬礼、渡し舟に至るまでの生活保障全般を担っていた。特に1920年の華北地方を襲った大旱魃・大飢饉を契機として、YMCAと有力官僚が合同で結成した華洋義賑会など、政府の脆弱さと反比例する形で官民の慈善事業が広範に族生していた。このように、当時救貧事業などの社会政策を担うべき学者や官僚が直面したのは、一方では貧窮を「社会問題」として語るための学問的な方法論をいかに構築するのか、他方では自由放任的に広がっていた既存の慈善事業をいかに国民国家の社会政策の中へと再編していくのか、という二つの課題であった。

1927年4月に蒋介石の国民党によって南京国民政府が成立すると、1928年5月には「各地方救済院規則」が公布されている。これは、比較的人口の多い各級政府の所在地に、養老所、孤児所、残廢所、育嬰所、施医所、貸款所という、「救済院」と総称される6つの救済施設を設立することを定めるものであった。救済院の大部分は既存の官民の慈善機関をそのまま再編したものであり、救済院に組織化されない他の民間の慈善機関は「監督慈善団体法」の下で、行政による登録と管理を必ず受けるものとされた（劉悦斌 2013）。ただし、これらの社会立法は公的扶助制度という性格を有するものでは必ずしもなく、あくまで無秩序に族生していた地方の慈善機関を管理・統制する地方行政改革の一環として行われたものであった。

1930年代半ばになると、欧米や日本の社会政策を吸収して、中国への適用可能性を検討する体系的な研究が登場するようになる。そうした研究の一つとして、1935年に柯象峰を編著者とする『中国貧窮問題』が刊行されている⁹。この本の中で柯象峰は貧窮が「社会」の問題であることを説明するために、「貧窮は一種の社会病態である」という社会病理学の語法を採用している（柯象峰編 1935: 1）。彼によれば、「社会学者は社会的病態を研究することによって社会的常態を発見する」こと、すなわち「病態」と「常態」を相対的な関係に置いた上で「病態」を見ることを通じて、「常態」における「相互の融合・協調」を明らかにしていくことができる（柯象峰編 1935: 1-2）¹⁰。こうした視点に基づいて、柯象峰は社会病理学研究における「貧窮」の定義を参照しつつ、まずはその社会における標準的な「生活程度」（＝「常態」）が何かを具体的に明らかにすることで貧窮を定義していく、という分析手法を採用している。

柯象峰がこの本の中で特に力を注いだのは、中国における貧窮の要因に関する分析である。例えば、耕地面積や鉱物資源の不足、悪質な衛生環境による感染症の蔓延、過剰人口などの様々な要因が挙げられているが、比較的柯象峰の独自性が出ていると思われるのは、「社会的要因」における特に「家族制度」「家族主義」

に関する記述である。それによると、中国では「家族の中の一人がいったん少しばかりの成功を収めた時、父方・母方の従兄弟たちが、その後にくっついて食べていくことが当たり前のことになっている」という「家族共産制」の仕組みが、人々に依存心を生み出している（柯象峰編 1935: 272）。それに加えて、国家や比較的大きな協同組合の事業もが血縁的な集団の中で営まれており、「個人が完全に血縁団体（家族）の内に吸収されているために、それが比較的大きな社会組織を阻害する結果になっている」ことによる「散漫性の養成」が、中国における貧窮問題の原因となっていることが論じられている（柯象峰編 1935: 272-3）¹¹。

中国における「組織」を形成する文化や能力の欠如に対する問題意識は、以下のような既存の伝統的な救済事業に関する柯象峰の評価にも表れている。

中国の救済事業は、その設立が公であれ私人によるものであれ、その動機は民心を籠絡するためであり、あるいは急公好義の名で、直感的に婦人の仁をなすための衝動によって駆り立てられたもの、あるいは福善禍淫の信念に惑わされたものである。いわゆる現代社会性の観点が全く欠如しているのである。用いている救済の性質は、施しの性質に属するものであり、人を救う一時しのぎになるだけで、人を助けることで自立させるという歩みがない。これに加えて厳密な組織がなく、救済を受けるべき人が恵みを受けられずに、狡猾な者がこの種の弱点を利用して、重複して義捐金を受け取る者も少なくない。結局乞食で溢れ返り、貧民の多くは依存心を有し、乞食を職業として小康を得る者も多い。だから、貧窮の中国社会においては、さらに貧しさを奨励する勢力が加わっているのであり、それは貧窮を普遍的な現象にさせているのである。（柯象峰編 1935: 325-6、下線引用者）

この記述に続けて、柯象峰は南京を例に挙げて、中国には郷紳や同郷会などの地縁的な関係に基づく多種多様の慈善機関が存在していることを指摘しているが、評価はやはり否定的なものであった。つまりそうした慈善機関においては、救済人数の少なさや経費の慢性的な不足といった、「組織が厳格であるかどうかや、救済方法が科学化されているかどうかなど、普遍的で早急に解決すべきと思われる問題」が存在しているという（柯象峰編 1935: 329）。彼は新たに再編された地方救済院の現状についても触れているが、「人員の変更が頻繁で、効率は大いに低下し、経費もいよいよ加減で収入が支出に足りていない」と、旧来の慈善機関の弊害が依然解消されていないことが述べられている（柯象峰編 1935: 357）。

『中国貧窮問題』の結論部において柯象峰は、今後の課題として科学的な方法による綿密な計画と、それを実行するための「人材」の必要性を強調している。彼の言う「人材」とは、単に実務能力のある技術者を意味するものではなく、「公正で利己的ではない精神を備え、勇んで人々に奉仕する仁慈的な情感や、力強く前に進む毅力および事実の中に真理を求める（有実求是）知性と科学者の技術や

頭脳をもつ幹部人材」という（柯象峰編 1935: 357）、幅広い問題に対応できる能力を持つ人格的なリーダーのことを指すものであった。このような、救済のための「組織」を設立・運営していくための全人格的な能力をもった「人材」の出現に対する期待は、以降の柯象峰の社会政策の議論の中で繰り返し語られていくことになる。

4 「社会救済」の思想と「人」の問題

4.1 「人材」への問題意識

1937年7月以降の日本との全面的な戦争は、国民政府の様々な社会政策を頓挫させると同時に、むしろ柯象峰の社会政策に関する研究を深化させていくことにもなった。首都の南京が陥落すると、彼の所属する金陵大学は同じキリスト教系の大学である華西協合大学との繋がりや、四川省の成都に移転する。その後も、金陵女子大学、齊魯大学、燕京大学などキリスト教系の大学が次々と成都に移転し、大学が集積する華西壩地区は日中戦争の時期、昆明の西南聯合大学（北京大学、清華大学、南開大学で結成）とともに、中国における学術の中心地の一つとなった¹²。社会政策に関わる活動や研究についても、以前と比べても小さくない前進が見られた。成都に集まった大学の学生が合同で農村に赴いて啓蒙活動を実施し、そして金陵女子大学が中心となって成都市の慈善団体に対する全面的かつ詳細な社会調査が行われ（馬必寧 1939）、さらには成都とその郊外の農村で母親と子供に対する簡単な医療や社会教育などの福祉事業が実施されている。

この成都の時期に柯象峰は、辺境の少数民族に関する調査・研究に関わっている。これは、もともと華西協合大学が人類学者による少数民族研究の拠点であることで、共同研究に参加する機会を得たことに加え、重慶国民政府が四川省西部の少数民族地区を「西康省」として新設する準備のための、社会調査に動員されたことによるものである。柯象峰は1938年に西康社会調査団を組織して8月から9月にかけてチベット族の調査を行い（柯象峰 1941）、1940年には四川省政府辺区施教団を率いて、7月から4ヶ月かけて涼山地域のイ族を調査している（李列 2006）。これらの少数民族調査の詳細を検討する余裕はここではないが、柯象峰が社会学者として長期にわたるフィールドワークをはじめて経験し、地方・農村の現場を目の当たりにしたことは、結果として彼の中国社会の現状に対する批判的な視点をより強化することになった。

例えば、柯象峰は1940年のイ族調査の道中で立ち寄った農村（郷・鎮）を観察・調査した経験に基づいて、当時国民政府が推し進めていた「新県制」と呼ばれる新しい地方行政制度が実現するための条件について考察を加えている（柯象峰 1940）。新県制は、主に戦時体制のための自衛組織と効率的な資源動員という目的から、県を基礎的な自治単位と定めた上で、例えば10戸が甲、10甲が保という形で、末端に至るまで行政の単位と等級を確定するとともに、各レベルにおいて

住民の合意を得るための民意代表機関を設けるものであった（味岡 2005）。柯象峰はこの新県制が確立するかどうかの鍵の一つとして、「首長の人材の問題」を挙げている。彼が観察した農村の状況によると、現在農村の長にある人物は学問もなければ小さな問題に対処する能力もなく、能力のある人材が就いたとしても、待遇が極めて低いために汚職に走るか職務を放棄して外に出てしまうかで、結果として質のよい郷紳（良紳）は極めて乏しくなっているという有様であった（柯象峰 1940: 28-9）。こうした観察は柯象峰一人のものではなく、当時の中国における農村で活動する知識人にとって、いかに「土豪劣紳」と「公正士紳」とを慎重に見極めて、事業に協力できる「郷村の中の善良な人（好人）」を発掘していくかは、共通の課題および悩みであった（章元善 1936: 2）。

4.2 社会救済法と「社会連帯主義」

戦争の長期化に伴う戦災難民への対処という問題を背景に、1940年に社会政策の専門部局である社会部が成立すると、柯象峰も社会政策の研究へと復帰して、政策立案の中心的な担い手となっていく。その際、貧窮問題に関わる政策の理念を示すものとして広く用いられたのが、「社会救済」の概念である。

1936年に内務部官僚の陳凌雲が著した『現代各国社会救済』では、「社会救済」に二つの意味が与えられている。一つには、「社会救済は政府の人民に対する一種の重要な責任であり、人民の方面においては、それが一種の共有すべき権利である」と述べられるように（陳凌雲 1936: 1）、政府の責任と人民の権利というシティズンシップとしての意味である。もう一つは、「社会救済事業の目標」として「過去の消極的な『慈善』『布施』などの方式を応急に改編し、積極的な『互助』と『公共責任』の観念を成立させる」ことが挙げられているように、「恩恵」「施与」による消極的な救済である「慈善」の対概念としての、能動的な「個人の社会に対する責任」としての意味である（陳凌雲1936: 291）。

以上の「社会救済」の意味論は、柯象峰の社会政策に関する議論にも継承されている。彼は「社会救済」という概念を用いる理由を、「慈心善念」の個人的な動機に基づく「慈善事業」とは対称的に、「救済される者と救済する者とは同じ社会に属しており、お互いの間には一連の社会行為が現れ、その因果関係および制度はやはり社会の中から説明することができる」からであると論じている（柯象峰1942: 8）。柯象峰にとって、こうした「社会」の観点を欠如させた「慈善」の典型的なものこそが、既存の伝統的な中国の救済事業であった。彼によると、それらは「組織の方面はやはり不健全さらには無系統であり、ひどい場合は責任者が担当する機関の状況を知らない」だけでなく（柯象峰 1942: 8）、救済方法も各機関同士の連携を欠いた一時的な施与が中心で「かえって依頼性を促進し、実に社会にとっての寄生虫を生み出している」ものでしかなかった（柯象峰 1942: 11）。こうした評価は、これまでの各地方救済院規則の限界と失敗を宣告するものであると同時に、「社会救済」の理念に基づく新たな社会政策の必要性

を訴えるものであった。

社会部は1943年に、各地方救済院規則に替わる包括的な社会法制として社会救済法を制定する。社会救済法は、日本が1929年に制定した救護法にほぼ相当する公的扶助制度であり、60歳以上の「精力衰耗者」や12歳以下の子ども、妊婦や身障者などに対する施設の収容、現金あるいは必需品の供与、医療費や出産費用の免除、職業紹介などの内容を細かく規定したものである¹³。社会部長の谷正綱は、「責任観念をもって慈善観念に代えること」「救済を受ける人の衣食住の救済を行うだけでなく、救済を受ける人の技能、思想および徳行の訓練を特に重視する」ことを社会救済法の趣旨として説明しているように（谷正綱 1944a: 106）、この法律における「社会救済」もやはり、受動的で依存的な「慈善」を克服するものとして位置付けられていた。

社会部の要請を受けて、成都の各大学の社会学者が集まって「社会救済研究会」を組織し、社会救済法の理念を解説するものとして、1944年に柯象峰を編著者とする『社会救済』が刊行されている（柯象峰編 1944）。柯象峰はこの本の冒頭で、「社会救済とは簡単に言えば、人と人との関係あるいは社縁である」と書き出した上で、そもそも何故「社会救済」を必要とするのかの理由の一つに「社会連帯主義」を挙げている。柯象峰はフランスの社会経済学者であるシャルル・ジッドに依拠しながら¹⁴、「社会連帯主義」を「各個人の行為は必ずその他人および相互間に対して何らかの影響を生み、それが禍や福をもたらす」という認識に基づいて、「人類の社会を一つの互助的な大社会に構成していく」思想であると説明している（柯象峰編 1944: 6-7）。ジッドの社会連帯思想は、日本で広く参照されたレオン・ブルジョワのような、公権力（具体的には強制的な社会保険制度）を通じて「社会的連帯」を普遍的にしていこうとする立場に対して、個々の協同組合（特に消費協同組合）組織に根差した「協同組合共和国」を志向するものであった（田中 2006: 241-2; 重田 2010: 159-63）。柯象峰の「社会連帯主義」も同様に、先験的に完結した「社会」の存在を前提にする——例えば「社会」を「債権者」として擬人化するブルジョワのように——のではなく、個々の「関係」や「互助」から出発して「社会連帯」を構築していくという方向性を持つものであったと理解することができる。

4.3 「人」による「人治主義」の解決

「社会救済」と「社会連帯主義」を実現するための課題が何であったのかは、やはり既存の救済行政・慈善事業に対する柯象峰の評価から窺うことができる。彼によると、地方救済院などの公的な救済機関は運営の重複や協力・連繋の欠如、経費や人材の不足に加えて、救済される人間が郷紳の親戚ばかりという状況にあった（柯象峰編 1944: 106）¹⁵。そして私的な救済事業についても、「わが国の一般の政治的な施設は、多くは『人治主義』とくに賢人を信頼する政治となっている」として（柯象峰編 1944: 108）、その弊害が以下のように指摘されている。

たとえ賢者を政治に当たらせても、必ず永久にとはいかないし、また「人存すれば政挙がり人亡ければ政息む」（ある政策の成否が指導する人物の良し悪しに依存すること——引用者註）という悩みが容易に生まれやすい。わが国の私営救済事業にはこの種の欠点があるため、平時にその事業に責任を負い、指導に当たる賢明な者を推挙している。運良く賢明で能力のある者に出会えば良いが、もし賢明さも能力もない、あるいは能力はあるが賢明でない、さらには賢明でもなく能力もない者に当たってしまうと、容易に救済事業を余すことなく解体させてしまうことになる。（柯象峰編 1944: 108）¹⁶

このような、指導者個人の能力という偶然性に過度に依存した「人治主義」の弊害を生み出している原因として、柯象峰は「組織が散漫（鬆懈）で規模が小さい」という「わが国の社会組織の各単位の通弊」と、救済事業の「老紳士」の余業として担われているという「社会救済事業の人材の欠乏」を挙げている¹⁷。特に前者の問題を生み出している原因について、柯象峰は「わが国の社会において政治的な天才を有する人事が容易に得られないことによる」と論じている（柯象峰編 1944: 109）。

以上のように、柯象峰は「組織」ではなく「人」に依存した救済事業のあり方が、中国における貧窮問題の解決を困難にしている根本的な原因であると分析していた。他方で、上述の「政治的な天才を有する人事」という言い方にも象徴されるように、そうした問題を解決するためにこそ、人格的な指導力をもった「人材」「人事」の出現や発掘が重要な鍵であるという、一見矛盾した論理が断片的に語られてもいた。そのような、「人治」がもたらす問題を解決するのは、結局のところ「人」だけであるという論理は、同時期に展開された彼の伝統的な儒教文化に対する再評価にも表れている。例えば柯象峰は『社会救済』の中で、儒教を中心とする中国文化は「人の方面とくに社会倫理の方面では高くて深遠な造詣を有している。それはわが国の文化の根本が「人」を本位とする文化であるためである」として、こうした中国に固有の社会道徳の再建のためにこそ「社会救済」の提唱が必要であると論じている（柯象峰編 1944: 8-10）。また別の文章でも、「我々の文化的活動は、そのほとんどが人と人との関係を中心としたものである。民衆が日常的に受けている教育がいかに「人」「良き人」になるかであることや、『人情は天道に大いに似ている（人情大似天）』などの言い方に、その概略を見ることができる」と、中国が儒教を中心とした「人本位」の社会であることが積極的に評価されている（柯象峰 1944c: 10）¹⁸。一見して明らかなように、柯象峰の中国文化に対するこうした評価は、「人と人との関係」を起点に置く彼の「社会連帯主義」に対する理解と共振する部分が多い。

こうした柯象峰の中国文化論は、それ自体は凡庸な嫌いが否めないが、「社会救済」を通じた「社会連帯」を実現するに当たって直面した、「人」の問題を解

決する具体的な資源をどこに求めるか、という切実な問題関心に由来するものとして理解される必要がある。しかし柯象峰の記述は断片的でもあり、彼が批判する「人治主義」の問題と儒教的な「人本位」の文化に対する評価とが、いかなる整合性を持つものであるのかという根本的な問題について、より議論が深められていくことはなかった。柯象峰は中国における民主主義の展望について、「正義感を有する社会人士が勇敢に立ち向かい、まずは民主を実行する困難を解決することを希望する」という期待を語っているが（高丁 1945: 20）、そうした「社会人士」が出現するための具体的な道筋が示されることはなかった。

むしろ、総力戦の展開が深化するにつれて、柯象峰も観察していた「人治」の弊害はより顕著なものとなっていく。先に述べた新県制の下で首長に任命された郷紳は、強力な行政権を新たに手にしたことで、一方では近親者のための兵役逃れや物資の流用と、他方では無力な住民に対する暴力的な資源徴発による、地域社会の深刻な歪みと混乱をもたらした（奥村・笹川 2007; 笹川 2011）。社会救済法の運営は新県制を枠組みとしていたので、こうした混乱は社会救済法の実施にとって深刻な打撃を与えることになった。このような困難に対して、柯象峰とは全く異なる解決法を提示したのが共産党であった。共産党は、総力戦の中で蓄積された「土豪劣紳」に対する民衆のルサンチマンを動員し、「土豪劣紳」を暴力的な手段で排除すると同時に、復員兵士から雑業労働者や浮浪者に至るまで、農業経営や耕作の経験・能力とは無関係に農地を平等に分配していった（笹川 2011: 183-96)¹⁹。結果として、こうした共産党の施策が「成功」を収めたことにより、度重なる戦争と内戦による混乱の中で実行に移される機会を失っていた社会救済法と「社会救済」の理念は、最終的な挫折を強いられることになった。

5 おわりに

本稿は、民国期中国の社会政策における思想と実務を中心に担った社会学者である、柯象峰の「社会救済」および「社会連帯主義」に関する議論を検討することを通じて、近代中国における社会政策の思想と実践が直面した課題や困難を明らかにしてきた。

柯象峰は中国において「社会救済」の実現を妨げている要因を、既存の中国の慈善救済事業が、厳格な「組織」を運営する文化的な能力が欠如した散漫なものであるために、指導・運営する「人」の良し悪しという偶然性に依拠せざるを得ないことに求めていた。そしてこの問題を解決する方法として、断片的な形ではあるが、「組織」を設立・運営する人格的な能力を持った「人材」および「人」の出現への期待や、「人本位」の伝統中国的な儒教文化への再評価が語られることになった。柯象峰が全体としての「社会」の観点からではなく、タルドやジッドのような、具体的な「個人」および「人と人との関係」から出発する社会思想から影響を受けていたことは、彼の「社会救済」の思想を理解する上で極めて示

峻的である²⁰。例えば、戦前期日本の社会事業思想における「社会奉仕」のように、そこでは奉仕すべき一体的・全体的なものとしての「社会」が自明なものとして語られていたが、柯象峰はこのような大文字の「社会」を語ることは基本的になく、そこに関係性や互助（およびそれらに基づく「組織」）という以上の意味を与えることはなかった²¹。

冒頭で触れたように、18世紀以来の慈善団体や友愛組合、共済組合、地域共同体などの中間的な団体や組織の果たしていた役割は、「福祉国家」の体制が成立する歴史のプロセスを理解する際の重要な鍵となっている。中国においても、郷紳の運営する慈善事業や血縁的な相互扶助の仕組みが広範に存在していたが、本稿で明らかにしてきた通り、柯象峰をはじめとする当時の救貧や社会政策に関する議論において、これらはむしろ「社会連帯」を妨げる元凶として認識されていた。それゆえ繰り返すように、中国で中間的な社会組織を通じた「社会連帯」を新たに創出しようとするれば、やはり人格的な指導力を有する「人」を核にする以外にないという、矛盾を抱えた方法に依拠せざるを得なかった²²。中国社会における共同体的な性格を持つ中間団体の不在は、M・ヴェーバー、費孝通、福武直以来の、社会学における中国社会論の中で繰り返し語られ続けてきたテーマであるが、それは外在的な視点から「中国社会」を単一の文化的特性を持つものとして観察・記述するのではなく、中国の「近代化」を目指した人々がその試行錯誤の過程で直面した、様々な課題や困難に即して内在的かつ具体的に明らかにしていくことが必要になる。

本稿では紙幅と能力の限界もあり、柯象峰という一人の学者の思想と言論を対象を限定してきたため、冒頭に掲げた先行研究や課題を踏まえれば、本来検討されるべきいくつかの問題を省略せざるを得なかった。一つには、ここで取り上げた社会政策と当時の民間社会の慈善事業とのせめぎ合いについての、より現場に近い資料に基づく実態的な分析である。そしてもう一つは、柯象峰がなぜ全く触れることがなかった、華洋義賑会における協同組合（合作社）の運動など、中国で新たに中間的な社会組織を作り出そうとする様々な試みと、上述の社会政策との関係についての分析である。これらは、「国家」と「(市民)社会」という近代社会に普遍的な枠組みが中国において立ち現れていくプロセスとメカニズムが何かを、歴史社会学的に明らかにしていくことを意味するものである。以上の残された課題については、稿を改めて検討していくことにしたい。

〔註〕

¹ ここで「社会政策」と呼ぶ場合、T・H・マーシャルの定義するシティズンシップとしての社会的権利に関わる政策全般を指している (Marshall and Bottomore 1992=1993)。

² とりわけ、戦後福祉国家の創設者と一般には評価されているウィリアム・ベ

- ヴァリッジについて、近年の研究では彼の『自発的活動』（1948年）などを取り上げて、社会保障制度の運営にはヴォランタリズムの精神に基づく能動的な市民参加による補完が不可欠であり、そのための友愛組合の伝統の再建を主張していた事実などが強調されている（小峯 2007: 394-5; 梅垣 2010）。
- ³ 1928年から40年代にかけての国民党政権の社会政策と、それが既存の慈善・救貧事業に与えた影響については、特に2000年代以降の中国語圏で豊富な研究の蓄積がある（岳宗福 2006; 小浜 2007; 任雲蘭 2007; 孫善根 2007; 王娟 2010; 曾桂林 2013）。
 - ⁴ 柯象峰の経歴については、龐紹堂（2005）を参照。龐紹堂の研究は、学問的に参照可能な水準という意味では、管見の限り柯象峰に関する唯一の専論である。
 - ⁵ 民国期の中国における社会学研究の概観については李培林（2008）、社会調査の方法論をめぐる対立や論争については李章鵬（2008）、主に孫本文と中心とするアメリカ社会学の影響については閻書欽（2013）を参照。
 - ⁶ 柯象峰は優生政策を欧米各国で流行している政策として基本的には肯定的に評価しているが、他方で「優良品質の標準」には絶対的な基準がないことも繰り返し強調し、人種的・遺伝学的な語法や政策手段は慎重に退けている。彼は、ある人間が「優良」であるかどうかは「その社会に存在している需要と深く関わるもの」である以上、必然的に社会の変化に応じて可変的なものであるという理解から、「優良」に対して「優秀な適応能力」という以上の定義は与えなかった（柯象峰 1934: 381-5）。
 - ⁷ もともと孫本文はコロンビア大学の留学時代に学んだW・F・オグバーンの「文化社会学」やシカゴ学派などの影響で、社会的行為の研究はその基礎にある「文化」の環境と結合させるべきという立場を採っていた（閻書欽 2013）。
 - ⁸ 1930年頃から「貧窮線」の概念を用いて中国の貧窮人口を確定しようとする研究が登場しはじめるが、元データは国勢調査ではなく（民国期には完全な形の国勢調査は実現しなかった）、あくまで社会学者が個々のフィールドで行った量的社会調査を寄せ集めて推計したものである。例えば柯象峰編（1935）は、李景漢、陶孟和、陳達などの社会調査が明らかにしている収入や生活コストの数値から、都市と農村を合わせて全中国の人口の3分の2、つまり3億人前前後が貧民であると推計している（柯象峰編 1935: 80）。
 - ⁹ この本の文庫版として、1937年に『貧窮問題』が商務印書館から刊行されている（柯象峰 1937）。基本的に内容の違いはないが、社会病理学による説明がかなりカットされている。
 - ¹⁰ 特に柯象峰が頻繁に引用しているのは、個人と環境の変化の間の不調和という「社会的不適応」から「社会病理」を定義したJ.L.ギリンである。社会的不適応は、註6の優生政策を「適応能力」という観点から評価する彼の考え方にも反映されている。社会病理学研究には、「社会病理」が発生する要因を総花

的に羅列して記述する傾向があるが、同じ難点は柯象峰にも当てはまる。

- 11 こうした中国における家族制度の特質を記述するに当たって、柯象峰は1920年代から30年代かけて活躍した「支那通」である長野朗や、「満鮮史」を掲げた歴史学者である稲葉岩吉（君山）など、日本における（特に当時の対中国政策を正当化する文脈をもった）中国社会論を参照している。農本主義者であった長野は、中国の伝統的な地縁・血縁の社会組織について、国家に依存しない「自治」の潜在能力という側面があることも積極的に評価していたが（西谷2003）、柯象峰の議論には全く反映されていない。
- 12 日中戦争期における成都・華西壩の情景については、岱峻（2013）で詳細に活写されている。特に柯象峰を含む社会学者の活動については、岱峻（2013: 282-96）を参照。
- 13 社会救済法は明らかに救護法を参考にしたと思われる条文が多く見られるが、以下の2点において大きな違いがある。第1に、方面委員制度を基盤にした救護法が居宅救済を原則として救済の具体的中身に言及していないのに対して、社会救済法は各地方救済院規則を継承したため施設救済が原則となっており、同時に救済内容を細かく規定していたことである。第2点は、救済の請求権が救護法では事実上否定されていたのに対して、社会救済法では「救済を受けるべき人は主管官署あるいは救済施設がある場所に行き、適切な救済の付与を請求することが出来る。ただし救済は職権によってこれを為し得るものとする」（第四条）と、限定的ながらも請求権が認められていたことである。他の細かい点では、救護法における不正受給に対する罰則規定が、社会救済法には存在しないことなどの違いがある。
- 14 フランスの中国人留学生とジッドは物心両面での情誼的親交があり、1930年にフランスの中国人留学生がパリで組織した「連帯主義研究会」には、晩年のジッドが招かれて講演している（彭師勤 1933: 9）。1937年に柯象峰と同じリヨン大学に留学した彭師勤により、ジッドの晩年の講義録である *La Solidarité*（『連帯』）が、『連鎖論』という書名で翻訳・出版されている（季特 1937）。
- 15 この文章で柯象峰が参照している救済院の現状報告では、以下のように記されている。「経費が限られているために、外見は普及していないわけではないが、各地の状況の多くは中身のない機関が設けられているだけで、収容して扶養されている者が極めて少ないか、全く収容されてもいない。郷紳（士紳）が紹介する独身の者や障害のある者（鰥寡残廢者）だけに毎日少量の食糧が与えられている。上級機関の検査がある時には準備して、集まって接待したり、適当な公立あるいは私立の事業を、看板だけ架け替えて少ない手当てを与えたりしている。本当に実績があるものは、実際のところほとんど珍しいものである。設備が行き届かず運営も上手く行っていないため、地方の乞食の中には救済機関を牢獄のようなものだと考えて、収容されるより乞食になることを望んでいる。他の場所では、救済の経費が郷紳の親戚で困窮している者を救済する資金

にしかっていないものもある」(李宗黄 1941: 6-7).

- ¹⁶ 社会部長の谷正綱も同じ成語を引用して「人材」と「人」の問題に言及している。「孔子は『人存すれば政挙がり人亡ければ政息む』と言っているが、これは人が政策を推進・実行するという一つの重要な要素を説明するものである。人材の欠乏は、我が国の現在の一般的な現象であるが、社会行政と社会事業方面では、一種の深刻な恐慌である。この種の恐慌は、我々が遭遇している最大の困難である」(谷正綱 1944b).
- ¹⁷ 柯象峰は別の文章でも、人の良し悪しに依存した救済事業の状況を以下のように述べている。「わが国の運営する救済事業は、少数の地方の公正な郷紳(地方正紳)が、多くはただ熱心な感情によって活動に従事している他は、大部分は無学で方法がなく、単に数が多いばかりである。漁父の利で私腹を肥やす者に至っては、身の回りで死者を出しながら、自らの救済や生財の道しか考えていないという、こうした類の人士が救済活動を担っている。これでどうして守旧の蔓延や耐え難い腐敗、事業の失敗という結果をもたらさないことがあるだろうか。これは私が直に見ているところの事実でもある」(柯象峰 1944b: 16).
- ¹⁸ 柯象峰はインドを「天」「神」を本位とする「解脱的」な文化、西洋を「物」を本位とする「分析的」な文化、そして中国を「人」を本位とする「現実的」な文化として類型化している(柯象峰 1944c)。この三類型は有名な文化保守派で農村運動家でもあった梁漱溟の「東西文化およびその哲学」の枠組みに(かなり平板化した形で)従っているが(梁漱溟 [1921] 2005)、柯象峰の儒教文化に対する再評価も梁漱溟の哲学の影響によるものと見られる。
- ¹⁹ 共産党自身も、農村を動員する過程で「人情」や「感情」といった情誼的な人間関係に深く依存していたことは、近年の歴史研究でも明らかにされている(高橋 2006; 張宏卿 2012: 131-5).
- ²⁰ 事実、「人」を中心に組織形成と連帯を実現するという柯象峰の発想は、タルドの社会思想とも緩やかに重なっている。タルドは分業を双方向的な関係にするための協働と連帯の組織を「アソシアシオン」と呼んだが、それは「一人の人間の脳から飛び出てくる」と明言されているように、「天才的な個人の自由な跳躍」による「発明」から生み出されるものと考えられていた(中倉2011: 382-9)。孫本文の師匠であるオグバーンも、タルドに影響を受けて「発明の社会学」を展開していた(中倉 2014).
- ²¹ 社会的権利の思想と政策をめぐる日本と中国の相違については、穂山 (2015) で論じている。
- ²² 「組織」と「人」の間の矛盾を解消するための可能性を持った一つの方法として、梁漱溟が提示した「人治的多数政治」を挙げることができる。梁漱溟は、西洋のように個人の権利ではなく人間関係の「倫理」を出発点とする中国社会においては、民主主義は多数決政治ではなく「尚賢尚智」の指導者が多数者の

同意と承認を得ながら実現していくものであり、そこにおける「公民権」も権利ではなく、集団に対する倫理的な義務を意味しなければならないと論じている（梁漱溟 [1937] 2005: 292-5）。1930年代に梁漱溟を含む幾人かの知識人によって展開された「郷村建設」運動の第一の目標も、農村を指導する「人材」の育成に置かれていた（宣朝慶 2011）。

〔文献〕

- 味岡徹, 2005, 「国民党政権の地方行政改革」中央大学人文科学研究部編『民国後期中国国民党政権の研究』中央大学出版部, 189-228.
- 穂山新, 2015, 「慈善と社会連帯のあいだ——日本と中国の社会的権利の形成をめぐる」『社会学評論』261 (近刊).
- Backhouse, Roger E., Tamotsu Nishizawa ed., 2010, *No Wealth but Life: Welfare Economics and the Welfare State in Britain, 1880-1945*, Cambridge University Press. (=2013, 西沢保・小峯敦編『創設期の厚生経済学と福祉国家』ミネルヴァ書房.)
- Castel, Robert, 1995, *Les Métamorphoses de la Question Sociale: une chronique du salariat*, Fayard. (=2012, 前川真行訳『社会問題の変容——賃金労働の年代記』ナカニシヤ出版.)
- 曾桂林, 2013, 『民国時期慈善法制研究』人民出版社.
- 岱峻, 2013, 『風過華西壩——戦時教会五大学紀』江蘇文芸.
- 江里口拓, 2008, 『福祉国家の効率と制御——ウェップ夫妻の経済思想』昭和堂.
- 谷正綱, 1944a, 「社会救済法与社会救済事業」『社会建設』1(2): 105-8.
- , 1944b, 「三年来社会行政的幾個基本方針」『社会工作通訊』創刊号: 3-6.
- 長谷川貴彦, 2013, 『イギリス福祉国家の歴史的源流——近世・近代転換期の中間団体』東京大学出版会
- 池本美和子, 1999, 『日本における社会事業の形成——内務行政と連帯思想をめぐる』法律文化社.
- 季特, 1937, 『連鎖論』(彭師勤訳) 正中書局.
- 柯象峰, 1933, 「達爾德伝」『社会学刊』3(4): 1-18.
- , 1934, 『現代人口問題』正中書局.
- , 1937, 『貧窮問題』商務印書館.
- , 1940, 「新県制推行中郷鎮組織的検討」『地方自治』1(12-3): 27-30.
- , 1941, 「西康紀行」『辺政公論』3-4: 177-98.
- , 1942, 「我国社会救済事業之検討」『学思』1(12): 306-12.
- , 1944a, 「我国社会建設之展望」『社会建設』1(1): 28-34.
- , 1944b, 「社会救済法実施之検討」『社会建設』1(2): 14-9.
- , 1944c, 「文化大同之展望」『文化先鋒』6(3): 9-11.

- 柯象峰編, 1935, 『中国貧窮問題』正中書局.
- , 1944, 『社会救済』商務印書館.
- 小峯敦, 2007, 『ベヴァリッジの経済思想——ケインズたちとの交流』昭和堂.
- 梁漱溟, [1921] 2005, 「東西文化及其哲学」『梁漱溟全集(第1巻)』山東人文出版社, 319-547.
- , [1937] 2005, 「郷村建設理論」『梁漱溟全集(第2巻)』山東人民出版社, 141-572.
- 李列, 2006, 「施教」与“治夷”: 民国時期涼山彝区考察報告研究—以四川省政府辺区施教团考察報告」『西南民族大学学报』180(8): 21-5.
- 李培林, 2008, 「中国社会学的生産」李培林・李強・馬戎主編『社会学与中国社会』社会学文献出版社, 23-56.
- 劉悦斌, 2013, 「民国時期社会福利政策論略」王衛平・趙曉陽編『近代中国的社会保障与区域社会』社会科学文献出版社, 58-69.
- 李章鵬, 2008, 「社会調査与社会学的中国化——1922~1937年燕京大学社会学系為例的研究」黄興涛・夏明方主編『清末民国社会調査与現代社会科学的興起』復権教育出版社, 47-91.
- 李宗黄, 1941, 「新県制与社会救卹」『地方自治半月刊』1(20-1): 4-9.
- 馬必寧, [1939] 2004, 「成都市慈善機關調査」李文海主編『民国時期社会調査叢編』福建教育出版社, 236-75.
- Marshall, Thomas Hunphery, and Tom Bottomore, 1992, *Citizenship and Social Class*, London: Pluto Press. (=1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』法律文化社.)
- 中倉智徳, 2011, 『ガブリエル・タルド——贈与とアソシアシオンの体制へ』洛北出版.
- , 2014, 「イノベーション論の批判的検討にむけて——発明の社会学からイノベーション・プロセスの経済学へ」大谷通高・村上慎司編『生存をめぐる規範——オルタナティブな秩序と関係性の生成に向けて』(生存学研究センター報告21), 239-265.
- 仁平典宏, 2011, 『「ボランティア」の誕生と終焉——〈贈与のパラドックス〉の知識社会学』名古屋大学出版会.
- 西谷紀子, 2003, 「長野朗の一九二〇年代における中国認識」『大東法政論集』11: 81-109.
- 小浜正子, 2007, 「中国史における慈善団体の系譜——明清から現代へ」『歴史学研究』833: 21-30.
- 奥村哲・笹川裕史, 2007, 『銃後の中国社会——日中戦争下の総動員と農村』岩波書店.
- 重田園江, 2010, 『連帯の哲学 I —— フランス社会連帯主義』勁草書房.
- 龐紹堂, 2005, 「關注民主——柯象峰先生的學術主旨」『学海』2: 163-7.

- 彭師勤, 1933, 「季特評伝」『合作月刊』5(7-8): 1-20.
- 任雲蘭, 2007, 『近代天津的慈善与社会救済』天津人民出版社.
- 笹川裕史, 2011, 『中華人民共和国誕生の社会史』講談社.
- 尚丁, 1945, 「就社会現状求実現民主応先挙辦之事——本刊第十二次座談」『憲政月刊』16: 19-21.
- 孫本文, 1934, 「孫序【柯象峰先生現代人口問題序】」柯象峰『現代人口問題』正中書局.
- 孫善根, 2007, 『民国時期寧波慈善事業研究(1912-1936)』人民出版社.
- 多田英範編, 2014, 『世界はなぜ社会保障制度を創ったのか』ミネルヴァ書房.
- 田中拓道, 2006, 『貧困と共和国——社会的連帯の誕生』人文書院.
- , 2012, 「公と民の対抗から協調へ——19世紀フランスの福祉史」高田実・中野智世編『福祉』(ヨーロッパ近代の探求⑮) ミネルヴァ書房, 115-49.
- 陶孟和, 1920, 「貧窮与人口問題」『新青年』7(4): 1-10.
- 富江直子, 2007, 『救貧のなかの日本近代——生存の義務』ミネルヴァ書房.
- 梅垣宏嗣, 2010, 「ベヴァリッジによる「自由社会のための計画化」の変容——「友愛組合活用論」から「ヴォランティア活動促進論」へ」『社會經濟史學』75(6): 607-627.
- 王娟, 2010, 『近代北京慈善事業研究』人民出版社.
- 宣朝慶, 2010, 「地方人才培养与社会重建——民国鄉村建設研究中長期軽忽の一箇問題」『天津社会科学』4: 132-7.
- 閻善欽, 2013, 「移植与融会——民国時期社会学理論体系構建の美国學術淵源」『清華大学学报(哲学社会科学版)』28(2): 76-85.
- 言心哲, 1934, 「社会調査与中国社会建設」『社会学刊』4(3): 1-8.
- 岳宗福, 2006, 『近代中国社会保障立法研究(1912-1949)』齊魯書社.
- 張宏卿, 2012, 『農民性格与中共式的鄉村動員模式——以中央蘇区為中心的考察』中国社会科学出版社.
- 章元善, 1936, 「中国合作實際問題」(陳以静記)『鄉村建設』6(1): 88-91.